昭和三十四年四月から昭和三十五年三月まで	一三・三四八
昭和三十五年四月から昭和三十六年三月まで	一二・四四一
昭和三十六年四月から昭和三十七年三月まで	一〇・五四一
昭和三十七年四月から昭和三十八年三月まで	九・三六〇
昭和三十八年四月から昭和三十九年三月まで	八・四二二
昭和三十九年四月から昭和四十年四月まで	七・六四一
昭和四十年五月から昭和四十一年三月まで	七・二二二
昭和四十一年四月から昭和四十二年三月まで	六・三一四
昭和四十二年四月から昭和四十三年三月まで	六・〇一二
昭和四十三年四月から昭和四十四年十月まで	五・二八〇
昭和四十四年十一月から昭和四十六年九月まで	四・二〇五
昭和四十六年十月から昭和四十八年九月まで	三・八〇〇
昭和四十八年十月から昭和五十年三月まで	二・五九九
昭和五十年四月から昭和五十一年七月まで	二・二二一
昭和五十一年八月から昭和五十二年十二月まで	一・八三七
昭和五十三年一月から昭和五十四年三月まで	一・七四四
昭和五十四年四月から昭和五十五年九月まで	一・六八〇
昭和五十五年十月から昭和五十七年三月まで	一・五四四
昭和五十七年四月から昭和五十八年三月まで	一・四五〇
昭和五十八年四月から昭和五十九年三月まで	一・四三〇
昭和五十九年四月から昭和六十年九月まで	一・三二五
昭和六十年十月から昭和六十一年三月まで	一・二七三

別表第三（第四条第三項関係）

昭和五年四月一日以前に生まれた者	一・二〇四
昭和五年四月二日から昭和六年四月一日までの間に生まれた者	一・二一四
昭和六年四月二日から昭和七年四月一日までの間に生まれた者	一・二四〇
昭和七年四月二日から昭和十年四月一日までの間に生まれた者	一・二四六
昭和十年四月二日から昭和十一年四月一日までの間に生まれた者	一・二五一
昭和十一年四月二日から昭和十二年四月一日までの間に生まれた者	一・二六一
昭和十二年四月二日から昭和十三年四月一日までの間に生まれた者	一・二七二
昭和十三年四月二日から昭和十四年四月一日までの間に生まれた者	一・二七三
昭和十四年四月二日から昭和十五年四月一日までの間に生まれた者	一・二七三
昭和十五年四月二日から昭和十六年四月一日までの間に生まれた者	一・二七三
昭和十六年四月二日から昭和十七年四月一日までの間に生まれた者	一・二七三
昭和十七年四月二日から昭和十八年四月一日までの間に生まれた者	一・二七三
昭和十八年四月二日から昭和十九年四月一日までの間に生まれた者	一・二七三
昭和十九年四月二日から昭和二十年四月一日までの間に生まれた者	一・二七三
昭和二十年四月二日から昭和二十一年四月一日までの間に生まれた者	一・二七三
昭和二十一年四月二日から昭和二十二年四月一日までの間に生まれた者	一・二七三
昭和二十二年四月二日以後に生まれた者	一・二七三

（厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律施行令の一部改正）

第十条　厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律施行令（平成二十二年政令第百三十三号。附則第四条において「年金給付遅延加算金支給法施行令」という。）の一部を次のように改正する。

附則別表に次の一号を加える。

三　平成二十六年度	
昭和十五年度	七四二・九四六
昭和十六年度	六二五・二一八
昭和十七年度	六一一・一三八
昭和十八年度	五八五・三三九
昭和十九年度	五四六・九八一
昭和二十年度	四八一・八〇二